

## Web 諸届サービスに係る特約

### 第1条 特約の適用範囲

- (1) この特約は、株式会社京葉銀行（以下「当行」といいます。）のホームページ等（以下「Web」といいます。）からの各種諸届申込（以下「Web 諸届サービス」といいます。）に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は「総合口座取引規定」、「アルファダイレクトバンキングご利用規定」、「『どこでもサインイン』ご利用規定」、「Web 口振受付サービス利用規定」、「認証アプリご利用規定」（以下「各種規定」といいます。）の一部を構成するとともに、同規定と一体をなすものとして取り扱います。なお、この特約に定めがない事項については各種規定が適用されるものとします。
- (3) この特約で使用される語句は、この特約において定義されるものを除き各種規定に従います。

### 第2条 サービス利用について

- (1) Web 諸届サービスのご利用は、税法上の居住地国及び国籍が日本の 18 歳以上の個人のお客さまで、申込内容ごとに当行が定める所定の条件を満たしたお客さまに限ります。
- (2) ご利用にあたっては各種申込情報を入力の上、スマートフォン端末のカメラ機能を利用し、本人確認資料と顔写真の撮影およびアップロードを行っていただく必要があります。
- (3) 名義変更をご希望の場合、Web 諸届サービスでは新名義による届出印の変更、通帳・キャッシュカード等の再発行はできません。なお、届出印の変更や通帳・キャッシュカード等の再発行は任意です。ご希望のお客さまは店頭窓口にてお手続きを行ってください。お手続きの際は当行所定の方法により本人確認等を行います。（インターネット支店をご利用の場合はキャッシュカードの再発行のみ手続き可能です。）  
なお、システムの関係上、お客さまの新名義が、本人確認書類の記載内容や Web での入力内容通りではなく、同一と思われる別字体が表示される場合があります。あらかじめご了承ください。

### 第3条 申込の失効

お客さまが次の各号の一にでも該当した場合には、当行はお客さまに事前に通知することなく、当行所定の方法により、Web からの各種諸届のお申し込みを失効させることができますものとします。

- ①本特約や各種規定に違反した場合
- ②当行に虚偽の申告をしたことが明らかとなった場合
- ③お届けの電話番号やメールアドレスへの連絡が取れない場合
- ④前各号のほか、当行がお申し込みを失効とする相当の事由が生じた場合

### 第4条 免責事項など

- (1) 申込内容の手続完了日は当行における手続完了日とさせていただきます。Web からのお申し込みから手続完了までの間に、当行での手続が完了しなかったことによりお客さまに損害が発生することがあっても、当行は責任を負いません。
- (2) 次の各号の事由により本サービスの利用に遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ①災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- ②当行または外部システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線  
またはコンピューター等に障害が生じたとき
- ③当行以外の責に帰すべき事由があったとき

#### 第5条 特約の変更

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

2022年6月1日制定

2024年2月19日改定

以上